

倫理綱領・行動規範の策定について

1998年12月25日

倫理綱領・行動規範検討委員会

委員長 村松 映一

学術・技術・芸術の総合化された建築学の体系化を目指す本会と、この目的のもとに参集する研究・教育・開発・実務に関わる本会会員の倫理が今や重要な意味を持ち始めている。特に、1995年1月の兵庫県南部地震における深刻な災害や、建設産業が地球環境へ及ぼす影響の深刻化などを考えるとき、倫理綱領と会員の行動規範の策定は喫緊の課題であった。これらを背景として、1997年・98年理事会は、今後の学会活動に反映すべく以下の共通課題に取り組むことになった。すなわち、「安全安心のための学会基準の策定」、「地球環境に向けた行動計画」、「建築資格と教育の国際相互承認」、「子供と高齢者に向けた学会行動計画」などである。いずれも本会の社会の公器としての責務から、建築学の各専門分野が横断的に論議し、その成果に基づいてより統一的な形で積極的な社会的提言を行い、社会的寄与を高めようとする本会の基本理念に基づくものである。またこれら行動計画策定にあたっては、本会がいかなる自治のもとでどのような目的や性格を持つ専門家集団であるかを、我が国はもとより世界に向けて鮮明にする必要があった。

以上の経緯から、1998年5月理事会において「倫理綱領・行動規範」策定に着手することを決議し、検討委員会（委員長：村松映一（会務担当副会長・竹中工務店常務取締役）、委員として小林名誉会員、理事会から総務理事3名、会員理事2名、評議員会から産官学の職域別・地域別に会長が指名した24名の評議員）を設置して検討を開始した。1998年12月までという時間的な制約のなかで、委員各位の熱心な討議が行われた。また、委員会における審議状況は本会ホームページを通じて公開され、会員諸兄からご意見を募ってきた。

1998年12月14日開催の理事会において、以下に示す倫理綱領・行動規範検討委員会報告を通じて「倫理綱領・行動規範」が提案され、理事会としての成案を見るに至った。ここに、委員をはじめ会員諸兄のご尽力・ご協力に深く感謝申し上げます。

今後、評議員会の審議を経て、1999年5月31日開催の通常総会において成案とする予定であり、ここに同報告書（抜粋）を掲載し、会員諸兄からの「倫理綱領・行動規範」についてご意見を頂戴したい。

ご意見は3月23日までに本会総務委員会宛に頂戴できれば幸いです。

1. 倫理綱領・行動規範制定の主旨

日本建築学会は、会員相互の協力によって、建築に関する学術・技術・芸術の進歩発展を図ることを目的とし、活動を続けてきた。

しかし、昨今の社会環境の変化は著しく、建築の専門家に求められる領域は拡大し、かつ高度な専門性の要求が強まり、ひとりの専門家が社会に及ぼす影響はますます大きくなりつつある。また、建築家およびエンジニア資格の国際化が検討されるなど、グローバル化の世界的な流れの中で、地域固有の歴史・伝統・文化の重要性が一層強く認識されてきており、専門家として建築に取り組む姿勢を社会に改めて表明することが必要となってきた。

一方、地球規模の環境破壊が進むなか、建築やその建設の環境に与えるインパクトの強さが注目を浴び、専門家として、生活環境の充実にどのような貢献ができ、いかなる社会的責任を負うべきかが強く問われている。

このような認識を踏まえ、日本建築学会としては、その社会的役割と責任を、会員の倫理とそれに基づく行動規範によって明らかにすることで、本会が社会的に貢献し、良質な社会秩序の維持に寄与する団体であることを世に主張するものである。

この倫理綱領および行動規範は、会員が社会に向かってその姿勢を示し、自らの行動を律するための基準であり、会員はその遵守が求められる。

2. 倫理綱領の基本的な考え方

2.1 背景

間もなく20世紀は終焉を告げ、来るべき21世紀はどのような時代になるのか、何を規範とし何を指針とすべきか、人によって組織によりさまざまな考え方があるが、基本的には20世紀の教訓をどのように生かすかが重要であり、その意味で20世紀の歴史は教訓の宝庫といえよう。

1990年代初めのバブル経済の崩壊をきっかけに、我々の周辺にあった「土地の神話」「銀行の神話」「日本経営の神話」「官

倫理綱領

日本建築学会は
それぞれの地域における
固有の歴史と伝統と文化を尊重し
地球規模の自然環境と
培った知恵と技術を共生させ
豊かな人間生活の基盤となる
建築の社会的役割と責任を自覚し
人々に貢献することを使命とする

行動規範

日本建築学会の会員は

1. 人類の福祉のために、自らの叡智と、培った学術・技術・芸術の持ち得る能力を傾注し、勇気と熱意をもって建築と都市環境の創造を目指す。
2. 深い知識と高い判断力をもって、社会生活の安全と人々の生活価値を高めるための努力を惜しまない。
3. 持続可能な発展を目指し、資源の有限性を認識するとともに、自然や地球環境のために廃棄物や汚染の発生を最小限にする。
4. 建築が近隣や社会に及ぼす影響を自ら評価し、良質な社会資本の充実と公共の利益のために努力する。
5. 社会に対して不当な損害を招き得るいかなる可能性をも公にし排除するよう努力する。
6. 基本的人権を尊重し、他の会員の知的成果、著作権を侵さない。
7. 自らの専門分野において情報を発信するとともに、会員相互はもとより他の職能集団を尊重し協力を惜しまない。

僚の神話」「経済学の神話」等々さまざまな神話が音を立てて崩壊した。しかし、情勢の変化はこの数年に限ったことではなく、これまでも多くのパラダイムの変化を見ることが出来る。1960年代の科学技術万能、重化学工業中心の時代から70年代には環境保全、福祉充実、企業の社会的責任を求める機運が高まり、80年代には効率重視の新保守主義の台頭。そして、90年代はバブル崩壊後の長い景気停滞の中で「効率」か「公正」かの迷いだけにとどまらず、より根源的な価値観の変化が要請されようとしている。

もともと我が国の倫理観の底流には、緑の多い美しい国土を反映した素朴で健康的な自然感情があり、「和を以て貴し」とする協調・和合の精神があった。それゆえにであろうか、日本は戦国時代をピリオドに内戦をほぼ終結し、20世紀に至るまで戦争を続けた欧州諸国とは著しい対照を示しており、特に我が国は軍縮と鎖国の中で特異な平和と文化の時代を築いてきた。

明治以降、西洋の帝国列強に追従するため、「和魂」を去り富国強兵の声のもとに近代化と生産拡大に走った我が国の歴史は、1990年代のバブルの崩壊で最終的に破綻を示したとも言える。地球環境の制約から経済の低成長しか望めなくなった今、我々は「物質文明の大航海」に決別することを告げ、内面の充実と豊穡な文化を求めた「知の旅路」に向かうべきなのであろう。新しい時代に向けて、大きな志を持ち、思いきり飛翔し、日本が世界で受け入れられるような倫理観の確立と普遍性を身に付け、変革に取り組む時代が迫っている。

2.2 倫理的な考え方

今改めて人々や組織の倫理的行動や倫理観が問題となっている。倫理とは何が善で何が悪か、何が正で何が邪かに関する規範であり規律である。すなわち、人間が「善さ」を求めて生きるといふ、この生き方の原理を倫理と呼んでおり、何事についても、宇宙の成り立ちの理法にしたがって「善く」生きようとする、その生き方である。倫理とは道徳とはほぼ同義である、と考えられ、語源のethos（ギリシャ）も mores（ラテン）も共に習俗を意味している。従って倫理はもともと習俗に基盤を置くことで慣習、律法、宗教等と一面では共通している。

また、他面では個人的、社会的行動の規律、規範であり、その探究は哲学の重要な一分野としての倫理学、道徳哲学の課題となっている。また、アジア、特に中国の古代社会にも人倫を重視した思想が早くから開花していた。孔子は、仁は家族の孝弟親愛の情にその端を発し、衆人を愛するに至って完結する、と説いている。また、孟子は、人の性は善とし、荀子は人の性は悪である、として家族、朋友、国家などと個人の間を説いている。また、「倫理」そのものの意味は、人倫の理法であり、倫が一まとめ、一グループの人を意味しており、理はその理法条理である。

一方、最近ではアングロ・アメリカンを中心として発想された、人と人の関係を越えて環境に切り込んだ倫理、すなわち環境倫理に対する関心が世界を駆け巡っている。これは個人のみでなく集団や組織についても同様であり、昨今世を挙げての倫理意識や倫理感欠如の大合唱のなかで、今まさに倫理的判断、

倫理的行動、そして倫理的体質を論ずるに時宜を得たと言えよう。

近年、倫理を遵守できない集団や組織の存在が目立ち、様々なトラブルや社会問題を引き起こし、個人倫理とともに社会倫理、組織倫理、集団倫理の重要性がクローズアップされてきた。従来からも、社会的に不具合な現象が多く、贈賄賂がらみの企業不祥事は後を絶たず、個別具体的なケースでいえば、架空取引、不正融資、実験データ捏造、やらせ番組、大口脱税、産業スパイ、ヤミ再販、有毒物混入、産業廃棄物の不法投棄といったように多種多様である。表に出ない隠されたものにまで言及すれば、その不具合ぶりがたゞや枚挙にいとまがない。

これらは、すべて正邪・善悪の規準から外れた行動であり、組織倫理観念の欠落を物語る事例と言える。重要なことは、倫理は法律の遵守に限られるものではなく、いかなる個人行動も組織行動も法の許す範囲であれば許される、ということにはならないことである。まず、個人が多集合した結果として、ある組織の存在を確認した場合、その組織とはそもそも何なのか、を根本に還って思索思考する必要がある。その思索の結果として、組織や人間と自然ないしは地球との関係で共存・共生という命題が浮上し、その命題は結果として大きな課題であることが自明されよう。これこそは組織にとって普遍的な道徳律であり、これの具体化が組織倫理の重要な実践命題の一つとなる。

2.3 定款との関係

さて、以上の哲学的倫理的基本原理なるものを前提として、本会の倫理綱領・行動規範の策定を考えようとするとき、まずは本会定款との関連を考察することが不可欠である。本会の定款では、一般的に公益法人としての目的、組織ならびに業務執行に関する基本規則を定めている。この定款は法人組織の内に向けた性格が強い。これに対して倫理綱領、行動規範は組織内に向けた会員の目標や規律を明らかにするとともに、外に向けては社会全体に対しての役割や責任を明らかにするものとなる。

この倫理綱領の策定は、専門集団としてのアイデンティティを高めることに寄与し、本会がいかなる理念・規範のもとに活動する組織であるのか、を鮮明に啓示し社会に認知され得ることが期待される。このことは自らの専門性を社会的に主張することを意味し、従って定款と倫理綱領、行動規範とは相互補完の関係にある、と言える。そこで両者の整合性に深く留意しながら、基本的には幅広く、しかも確固たる倫理綱領を礎石として築く必要がある。

具体的には、本会定款の第4条（目的）に「この会は、会員相互の協力によって建築に関する学術・技術・芸術の進歩発達を図ることを目的とする」と規定しており、この文言は誠に過不足のない本会の性格付けを表現していると言える。また、本会の会員組成は研究、教育、開発、実務等々かなり幅が広く、例えば医療機関や建築以外の歴史分野の人も会員となっている事例もあることから、建築に関わっている分野で専門家である、として理解することが妥当であろう。従って、本会は研究者・技術者・設計者という3分類のみで構成されているわけで

はなく、本属の専門を問わずに本会が目的とする研究を志す者を会員として、「建築の学術・技術・芸術」の三つの柱を明快に据えたところに大きな特色がある。

しかしこれらの三つの柱を明確にしたのは、明治19年の創設以来72年を経た昭和33年の定款大改正時である。前身となる造家学会創立当初の規約は、王立英国建築家協会（RIBA）と米国建築家協会（AIA）の規約を参考に立案したと伝えられている。当時の我が国にとって、全く前例のない建築家の団体規約の策定にあたり、これらを参考にせざるを得なかった背景もあり、職能的団体の協会的な性格を持ち、しかもその職能が未だ確立されていない近代建築草創期の社会事情を反映して、当時の規約の中には混沌とした性格のまま発足したことが伺える。

草創期の規約によれば、第2章（目的）に「本会においては全国同業家の協力一致を図り、兼ねて造家学の進歩を期望す」としており、同業組合的、協会的、そしてかろうじて学会的性格が混交している状況が読み取れる。また本会が創立百年時に発行した『日本建築学会100年史』によれば、土木や機械等の工学系学科の一つとして造家学科が置かれ、その卒業生たちを主力にして造家学会が設立されている。ここに我が国の特殊事情の根源を見ることが出来る。しかしその規約については、工学系とは異なる教育体系のなかで育ってきた英米の建築家の組織を参考としており、その歴史の矛盾を抱えての出発がその後の本会を悩み多くしているのかもしれない。

当時本会は、建築に関する唯一の団体であったため、創立の翌年には文部省の依頼調査が「地震と建築との関係」であり、次いで濃尾地震が発生している。このため工学的要素が素朴な条件として建築の学術に浸透し、学会組織の成長とともに、外国では見られない造形美学と工学とで形成した独特の建築学が我が国に確立されてきた。その後、昭和33年の全面的な定款大改正で、従来からの協会的な性格をそぎ落とし、学術団体への脱皮を宣明し性格を変化させてきた。このように発足当初から混沌とした性格の推移を経て、今日の性格付けがなされてきたことにより、倫理綱領、行動規範の策定にあたって、これを遵守すべき主体は何か（誰か）、倫理綱領によって守るべき主体は何か（誰か）、について多くの議論が必要であったことは言うまでもない。

2.4 行動計画との関係

学会、協会等の組織は、そもそも専門集団における会員の互助組織的性格から、公開性の欠如、あるいは閉鎖性が指摘されてきた。一般的にはその集団の利益を保持するためには情報を開示しない、これが専門家集団の特性となってきた経緯もある。しかし、昨今では専門集団の価値観に沿った研究開発を進めることで、市民生活の向上にどれほどの貢献をしているかが問われ始めている。この市民生活の向上という点から見ると、記憶に新しいところでは、阪神・淡路大震災による安全神話の崩壊、高速増殖炉「もんじゅ」の事故とその後の虚偽報告、薬害エイズの拡大などに対して、市民サイドからは科学技術と専門家集団を不信の目で見るといった風潮が伺われる。

プロフェッショナルの論理、倫理が重大事故や事件によって突然崩壊する現実を目の当たりにする時、専門家サイドとして

は市民を更なる不安に陥れてはならないという論理で、わずかながらでもそこに存在する危険性に対して口をつぐんで言及しない風潮も指摘されている。このような世情のなかで、1995年11月「科学技術基本法」が成立し、研究開発の強化、研究環境の整備、国際交流の促進など財政の裏付けのもとに計画的に推進することが法制化された。次いで1998年7月には「科学技術基本計画」が閣議決定され、学協会に対して初めて「研究評価、情報の発信、交換、人的交流の場として重要な役割を果たしている学協会に対して、その活動の支援と機能の強化を図る」との文言が明記され、国策の中で学協会の役割が初めて認知されることとなった。

この動きに呼応する形で日本学術会議第5部対外報告が1996年7月に発表され、学術団体が保持すべき機能として、共同体機能、学術評価機能、社会とのチャンネル機能を高めることがますます肝要となってきた。ここで要望されているような機能を考える時、阪神・淡路大震災問題や環境問題に対して、学術的見知から多くの市民に対して判断の根拠を建築学会が提案できないとすれば、本会は象牙の塔に閉ざされた、社会と無縁の組織となってしまう可能性がある。今や、国民の負担によって学術研究が政策として実行される時代を迎えるに至っており、専門集団である本会は、研究成果を社会に開示すると同時に、社会が何を求めているかを受信する機能を持ち、学術と社会の間に確実なチャンネル機能を持つことが本会に課せられた大きな役割とも言える。

この2年間、理事会共通課題としての取り組みは、この3つの機能に対応した行動計画の策定であった。すなわち、

- 1) 共同体機能として、「倫理綱領・行動規範」の策定、「国際資格と教育」への取り組み
- 2) 学術評価機能として、「研究連絡」「英文論文」の実現
- 3) 社会とのチャンネル機能として、「安全安心のための学会基準」「地球環境に向けた行動計画」「地震防災研究」「子供と高齢者に向けた行動計画」

である。これらの機能を不足なく実現するためには、多大の行動力が要求される。

これらのなかで、まず「倫理綱領・行動規範」の策定は、欧米には類のない我が国の建築学の体系化を目指す本会独自の主張とともに、本会が市民、社会への役割に応じた貢献を果たすための行動の基本として位置づけられ、不可欠のものである。本会創設以来112年を経て、初めての試みとして倫理綱領・行動規範策定の検討を行ってきたが、12月までという時間的制約のなかで、関係委員各位の誠心熱心な討議によってここに成案を見ることができた。

2.5 倫理綱領

上記のような考察から、策定にあたって昨今の社会情勢では学会の活動を社会にどう理解してもらおうかが重要になってきている。この傾向は今後ますます大きくなると同時に、重要になってくることが予想される。

倫理綱領や行動規範は不要である、というテーマを前提に議論したこともあったが、むしろないということ時代が許さなくなっている。さらに昨今では、社会に対して学会が自らを説

明する義務すら要求されており、この点からも綱領や行動規範の必要性がある、という認識の一致をみた。そこで、綱領の主体者としては、学会はすでに共通の認識を持った人々が集まって組織を作り、その組織を法人化したことに始まっている、との考え方から、まず主張ありき、との前提を採用し、その主張が社会に対してどのように貢献するべきか、を共通認識として確認した。

文脈文体構成の主眼は、文化的多様性が国際的普遍性の一つと捉え、多様な価値観の存在を認める基本姿勢を堅持し、建築の社会的役割や貢献性、責任、生活価値の追求などを掲げることとした。表現にあたっては、理想を高く、簡潔明瞭、普遍性、中立性を旨として、歴史と文化、環境保護、芸術性、社会貢献、安全確保、能力、自己研鑽、義務等々多くのキーワードを整理し、出来る限り次世代に繋がる普遍的内容を盛り込むことで一致した。もちろん、普遍性の件では社会の価値基準は時間の経緯で安定したものとは考えにくい、との論点も議論されたが、策定された綱領が100年間持つという姿勢で作ることの重要性を基本姿勢として、100年持つかどうかについては議論から除外している。

全体の構成を進めていくうえで、最後まで議論の対象から外れなかった文言が、「強」「用」「美」の3文字の扱いであった。建築を志す者は一度は読んでであろう『ウィトルーウィウス建築書』（森田慶一訳註）の中に見られ、書中の第1書第3章の中にある「建築は強さと用と美の理が保たれるようになされるべきである」の中から引用したものである。この「強」「用」「美」が建築の構造、環境設備、意匠計画等の言葉と置き換えるには、専門家はともかくそうでない一般の人々にとっては理解しがたい、とする考え方である。一方では、この言葉ほど建築の持つべき機能を的確に、しかも音律良く詩的に表現している言葉はないのではないかとする説である。

経緯の参考のために、倫理綱領の最後の三行について以下に掲げておく。

人間生活に不可欠な
建築の強用美を高らしめ
社会に貢献することを使命とする（第4次案）

豊かな人間生活の基盤となる
建築の社会的役割と責任を自覚し
人々に貢献することを使命とする（最終案）

以上、時により長時間にわたる議論を経た結果、日本建築学会が堅持すべき徳論、自由意思、義務論、公正、広義の価値論、善行などの倫理を構成する重要な要素を基本として文脈を構築し、全体では8行の短文にまとめ、理解の幅に一定の自由度を持たせた綱領を見るに至った。

2.6 行動規範

検討の経緯で後述するように、当該委員提案が13案、海外を含めた関連学協会等の既存綱領が16案の合計29案を祖上に乗せ策定議論の対象とした。また、第1回検討委員会の際に委員か

ら提出されたキーワードは50項目、第2回検討委員会では71項目、第3回検討委員会では27項目、合計で148項目の関連キーワードが挙げられた。これらの29の既存綱領と148に及ぶ基本キーワードを主なジャンルに整理分類し、結果として創造、技術、環境、芸術、正義、人権、協力の7項目を採用した。これらの7項目を中心に、建築学会の会員として求められる行動規範として文脈の構成をなし、その策定主旨は特別な解説や説明を求めずしても理解に足る内容、を旨とし策定を進めてきたが、多少の解説を加えると以下になるよう。

(1) 創造

ここでは建築学会の3つの柱である学術・技術・芸術を中心に据えて、建築と都市環境の創造を目指す精神を能力と勇気と熱意に求めている。建築と都市を中心とするこれまでの知的創造のパラダイムに対し、個人や組織は単に知を「処理」するだけではなく、叡智を創造する考え方に立って、個人の叡智と組織の叡智の二つの知による相乗作用を新しい叡智の創造の概念とすることが重要である。人類の幸福のために、個人の叡智を学会という組織集団の叡智とスパイラルさせて、より新しい創造のための叡智を求めようとする考えである。

(2) 技術

社会生活の安全と人々の健康の確立のためには、高度な技術水準を追求し、深い知識と高い判断力を堅持することを求めている。特に都市は高度化・複雑化するなかで、災害に対する脆弱さが指摘されている。21世紀へ向けてその弱点を克服し、安全かつ安心できる都市にするために、地震などによる自然災害に強い建築技術の開発や既存不適格建築物に対する対策技術が求められている。また一方では、新しい技術によって人間の生命や財産を守るべき住まいに対して、人の健康を害するという「シックハウス症候群」と呼ばれるテーマが浮上している。建材やクロスなどから発生する、ホルムアルデヒドなどの有害物質による室内環境汚染問題に対処する必要に迫られており、最新技術が必ずしも人々を幸福にするとは限らない。

(3) 環境

近年では地域環境の汚染・破壊という狭義の環境問題から、人類という種の生存の危機という広義の環境問題まで、すこぶる多くの環境問題に包囲されている。そのような時流に対応して、1970年代のアメリカに登場したのが環境倫理学である。環境倫理学の命題は「人類は人類の未来世代に対して、および自然保護について責任を負う」である。その基本主張は次の三つが述べられている。すなわち、

- 1) 自然の生存権の問題（人間、生物の種、生態系、景観にも生存の権利があり、勝手にそれを否定してはならない）
- 2) 世代間倫理の問題（未来世代の生存可能性に対する責任）
- 3) 地球全体主義（地球の生態系は閉じた世界である）

の3テーマである。ここでは自然保護を主張する際に、人間のために保護するのか、あるいは人間の利益は第二義的に考えて無条件に自然を保護するのか、によってその論点が分かれる。自然を活用してそこから得られる何か別のものが大切なのか、それとも自然そのものが大切なのかという違いである。ここでは、地球環境の劣化が予断を許さない状況で進行している現状にかんがみ、生きとし生けるすべての地球上の生物を念頭に広

義に論じている。

(4) 芸術

建築は一般的な絵画や彫刻、あるいは音楽や演劇などと比較すると巨大な空間芸術作品である。そして人々がこれに接する機会は否応なく日常的におびただしい。芸術の持つ本来的目的からすると、人生に益するところがあって初めてその存在の意義がある、とも言われるごとく、その作品を見る人をもって、

ある安らぎと生きるための活力を与えることが望まれる。人間の本来的な希望として、生活空間には常に美しい建物や心安らぐ町並みの演出を期待している。

(5) 正義

企業等の組織人としての個人の倫理は、企業経営倫理とまた異なる場合がある。例えば、日頃の建築計画や環境設計においても、クライアントの強い要求を断れば、いかに優れた提案で

倫理綱領・行動規範（第1次案～第4次案）

	第1次案(政策委員会 9. 29)	第2次案(倫理綱領委員会 10. 14)	第3次案(政策推進委員会 11. 16)	第4次案(倫理綱領委員会 11. 26)
倫理綱領	日本建築学会の会員はそれぞれの地域における固有の伝統と歴史を尊重しその文化を継承すると共に地球規模の自然環境と先駆的技術を共生させることによって人間生活に不可欠な建築の強用美を高らしめ社会に寄与する専門集団の一員である	日本建築学会の会員は地域固有の伝統と歴史を尊重しその文化を継承すると共に地球規模の自然環境と先駆的技術を共生させることによって人間生活に不可欠な建築の強用美を高揚せしめ社会貢献することを使命とする	日本建築学会はそれぞれの地域固有の伝統と歴史を尊重しその文化を継承すると共に地球規模の自然環境と先駆的技術を共生させることによって人間生活に不可欠な建築の強用美を高揚せしめ社会貢献することを使命とする	日本建築学会はそれぞれの地域における固有の歴史と伝統と文化を尊重し地球規模の自然環境と培った知恵と技術を共生させ人間生活に不可欠な建築の強用美を高らしめ社会に貢献することを使命とする
行動規範	<p>会員は、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 人々の福祉と幸福のために、自らの叡智と、培った学術、技術、芸術の持ち得る全ての能力と勇気と熱意を傾注して新しい創造を目指し最善を尽くす。 2. 世界共通の目標である資源とエネルギーの消費、および廃棄物、汚染の発生を最小限に抑える努力をする。 3. 日本ならびに世界の各々の地域における固有の文化を尊重し、その継承を干渉せず阻害しない。 4. 高度な技術的水準を堅持し、社会生活の安全と安心に寄与し、もって公共の富を増進し、個人の財産を護持する。 5. 社会や自然環境に対して不当な損害を招き得るいかなる疑惑も排除し、これへの関与を拒否する。 6. 建築文化が自然や社会システムに及ぼす影響を評価し、公共の利益と持続可能な発展を目指す最善の提案を選択する。 7. 互いに協力し、基本的人権とプライバシーを尊重し、尊厳と栄光を高める努力を怠らず、他の会員の知的成果、著作権を侵害しない。 8. 自らの適性分野において、他の職能集団を尊重し協力を惜しまない。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 【創造】 人類の福祉のために、自らの叡智と、培った学術、技術、芸術の持ち得る能力と勇気と熱意を傾注して新しい建築と都市環境の創造を目指す。 2. 【技術】 高度な技術的水準を堅持し、深い知識と高い判断力をもって社会生活の安全と安心と健康に寄与する。 3. 【建築】 建築が自然や社会に及ぼす影響を評価し、公共の利益と個人の財産の擁護を目指して努力する。 4. 【環境】 持続可能な発展のために資源の有限性を認識すると共に、地球環境のために廃棄物や汚染の発生を最小限にする。 5. 【正義】 社会や自然環境に対して、不当な損害を招き得るいかなる疑惑をも排除するよう努力する。 6. 【人権】 互いに協力し、基本的人権を尊重し、尊厳と栄光を高める努力を怠らず、他の会員の知的成果、著作権を侵さない。 7. 【協力】 自らの専門分野において幅広く情報を収集、成果を発信すると共に、他の職能集団を尊重し協力を惜しまない。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 【創造】 人類の福祉のために、自らの叡智と、培った学術、技術、芸術の持ち得る能力と勇気と熱意を傾注して新しい建築と都市環境の創造を目指す。 2. 【技術】 高度な技術的水準を堅持し、深い知識と高い判断力をもって社会生活の安全と安心と健康に寄与する。 3. 【建築】 建築が自然や社会に及ぼす影響を評価し、公共の利益と個人の財産の擁護を目指して努力する。 4. 【環境】 持続可能な発展のために資源の有限性を認識すると共に、地球環境のために廃棄物や汚染の発生を最小限にする。 5. 【正義】 社会や自然環境に対して、不当な損害を招き得るいかなる疑惑をも排除するよう努力する。 6. 【人権】 互いに協力し、基本的人権を尊重し、尊厳と栄光を高める努力を怠らず、他の会員の知的成果、著作権を侵さない。 7. 【協力】 自らの専門分野において幅広く情報を収集、成果を発信すると共に、他の職能集団を尊重し協力を惜しまない。 	<p>日本建築学会の会員は</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 人類の福祉のために、自らの叡智と、培った学術、技術、芸術の持ち得る能力を傾注し、勇気と熱意をもって建築と都市環境の創造を目指す。 2. 持続可能な発展を目指し、資源の有限性を認識するとともに、自然や地球環境のために廃棄物や汚染の発生を最小限にする。 3. 深い知識と高い判断力をもって、社会生活の安全と人々の健康に寄与する。 4. 建築が近隣や社会に及ぼす影響を評価し、良質な社会資本の充実と公共の利益のために努力する。 5. 社会に対して、不当な損害を招き得るいかなる可能性をも公にし排除するよう努力する。 6. 基本的人権を尊重し、他の会員の知的成果、著作権を侵さない。 7. 自らの専門分野において、情報を発信するとともに、会員相互はもとより他の職能集団を尊重し協力を惜しまない。

あってもこれを固執すると仕事は他に譲らざるを得ない場合もあり、厳しい選択を強いられることになる。このような機会に遭遇した場合、時には所属の企業に対しても倫理綱領が出来ればこれを議論のバックボーンとして、倫理綱領のなかで苦勞しながら頑張ることが可能となるかもしれない。同時に、企業は社会に貢献しないと成り立たない。この倫理綱領が社会に向けたものであれば、受け入れない企業は淘汰されよう。従って、個人の社会に対する倫理と企業の倫理は相反しない、などの議論の経緯を基本として策定している。

(6) 人権

特許庁長官の私的懇談会である「21世紀の知的財産権を考える懇談会」は、21世紀に向けて目指すべき知的財産権の方向について報告書を取りまとめた。それに拠るまでもなく、近年の知的財産権の環境を規定する情報化とグローバル化の二つの大きなうねりは、まさに知的創造の時代を示している。知的財産権への認識を高めるためにはまず個々の意識革命が必要であるが、さらに、産業界、大学、研究所、行政ともにその認識を高める体制を整えるべきである。

(7) 協力

人々が社会的な場でさまざまな役割と関係を持つのと同様に、組織も社会のなかで他の組織と多面的に関係を持つ必要がある。組織は常に、社会環境との間で互いに境界を越えた交換を行うオープン・システムであることが望まれる。協調、協同戦略の焦点は組織間レベルの協同・共生・協力を置き、相互依存する組織が共有する目標、戦略を達成するためには、

- 1) 同種組織間で間接に結びついている同盟型支援
- 2) 同種組織関係であるが直接的に結びついている集積型支援
- 3) 異種組織間で直接に結びつきがある接合型支援
- 4) 異種組織間であるが、間接的な結びつきがある有機型支援等を念頭において協力体制を推進する必要がある。

3. 検討の経緯

1998. 4. 6 政策推進委員会

国際化や地球環境問題など現在の社会状況の変化に対応する機能・課題を抽出し、それぞれの機能を具体化する学会行動計画を98年度末を目標に策定する。

1998. 4. 28 政策推進委員会

5月理事会に倫理綱領・行動規範検討委員会の設置を提案する。委員構成は下記の通り。

委員数30名、副会長、名誉会員、総務理事3名、会員理事2名、大学関係8名、建設業8名、設計事務所4名、官公庁4名

1998. 5. 19 理事会

倫理綱領・行動規範検討委員会設置を承認。

1998. 6. 1 学会行動計画策定に関する記者発表

1998. 6. 15 第1回倫理綱領・行動規範検討委員会

1998. 7. 15 第2回倫理綱領・行動規範検討委員会

1998. 8. 7 政策推進委員会

日本建築学会倫理綱領(原案)の提示。

1998. 9. 2 第3回倫理綱領・行動規範検討委員会 倫理綱領(骨子)・倫理綱領(原案)の検討。

1998. 9. 12 大会特別報告会

1998. 9. 29 政策推進委員会

倫理綱領・行動規範第1次案の提示。

1998. 10. 12 理事会

倫理綱領・行動規範第2次案の提示。

1998. 10. 14 第4回倫理綱領・行動規範検討委員会

倫理綱領・行動規範第2次案の検討。

1998. 11. 16 政策推進委員会

倫理綱領・行動規範第3次案の検討。

1998. 11. 27 第5回倫理綱領・行動規範検討委員会

倫理綱領・行動規範第4次案の検討。

1998. 12. 8 政策推進委員会

倫理綱領・行動規範第5次案の検討。

倫理綱領・行動規範検討委員会委員

委員長 村松 映一 (竹中工務店常務取締役)

名誉会員 小林陽太郎 (東京工業大学名誉教授)

委員 有田 桂吉 (石本建築事務所常務取締役企画担当)

稲田 泰夫 (清水建設技術本部副本部長)

上谷 宏二 (京都大学教授)

浮田 高志 (安井建築設計事務所構造部副部長)

大矢 二郎 (北海道東海大学教授)

岡崎 甚幸 (京都大学教授)

神田 順 (東京大学教授)

菊地 成朋 (九州大学教授)

北澤 章 (JR東日本関連事業本部開発プロジェクト担当課長)

窪川 隆夫 (大成建設名古屋支店建築部長)

佐伯 俊夫 (鹿島建設技術研究所第三研究部長)

佐藤 隆二 (大阪大学助教授)

佐藤 立美 (広島工業大学教授)

清水 敬三 (大林組東京本社設計本部設計部長)

瀬川 輝夫 (竹中工務店大阪本店設計部構造担当部長)

高橋 信之 (早稲田大学助教授)

堤 育二 (堤建築設計研究室代表取締役室長)

西谷 章 (早稲田大学教授)

西野 敬史 (熊谷組本社取締役建築本部長代行)

羽山 清一 (間組技術本部技術研究所副所長)

林 雄嗣 (NTTファシリティーズ取締役都市・建築デザイン部長)

藤江 澄夫 (清水建設常務取締役設計本部長)

細田 雅春 (佐藤総合計画常務取締役設計技術群担当)

山下 恭弘 (信州大学教授)

吉田 太一 (郵政省大臣官房施設部建築技術高度化推進室長)

吉田 公人 (建設省大臣官房営繕部監督課長)

若井 正一 (日本大学教授)

渡邊 昭彦 (豊橋技術科学大学教授)